

中小企業技術革新挑戦支援事業

事後評価用資料

平成27年2月3日

中小企業庁経営支援部

技術・経営革新課

目 次

1. 事業の目的・政策的位置付け	2
1-1 事業目的	2
1-2 政策的位置付け	4
1-3 国の関与の必要性	4
2. 研究開発目標	5
2-1 研究開発目標	5
3. 成果・目標の達成度	6
3-1 成果	6
3-2 目標の達成度	12
4. 事業化、波及効果	14
4-1 事業化の見通し	14
4-2 波及効果	14
4-3 標準化のシナリオ	14
5. 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等	15
5-1 研究開発計画	15
5-2 研究開発実施者の実施体制・運営	16
5-3 資金配分	17
5-4 費用対効果等	17
5-5 変化への対応	17
6. 総合評価	18

1. 事業の目的・政策的位置付け

1-1 事業目的

【標準的評価項目】

- ・事業目的は妥当か。
- ・事業の科学的・技術的意義（新規性・先進性・独創性・革新性・先導性等）
- ・社会的・経済的意義（実用性等）

我が国の中小企業技術革新制度（Small Business Innovation Research、以下「S B I R」という。）は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小新促法」という。）に基づき、国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）の新技术に関する研究のための補助金、委託費等のうち、中小企業者等がその成果を利用した事業活動を行うことのできるものを特定補助金等として指定するとともに、毎年度、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の目標や支出機会の増大のための措置事項等を定めた「中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針（以下「交付の方針」という。）」が閣議決定されている。

平成19年度の交付の方針（平成19年6月22日閣議決定）において、「中小・ベンチャー企業を対象とする段階的選抜方式の導入」と記述されており、また、知的財産推進計画2011（平成23年6月知的財産戦略本部決定）及び第4期科学技術基本計画（平成23年8月閣議決定）においても、「科学技術の成果を事業化につなげるため、S B I R事業における多段階選抜方式の導入を推進する。」と記述されている。

このため、平成24年度及び平成25年度の2年間にわたり、多段階選抜方式、特に研究開発前の探索研究・実証実験（以下「F/S」という。）の導入の有効性を実証することにより、各府省への同方式の導入・普及を図ることを事業目的とした、中小企業技術革新挑戦支援事業（以下「本事業」という。）を実施した。

平成19年度交付の方針（該当箇所抜粋）

平成19年6月22日（閣議決定）

2 中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための措置

(2) 中小・ベンチャー企業を対象とする段階的選抜方式の導入

国等のうち、研究開発予算の一定額以上を民間に支出している機関は、それぞれの業務内容を勘案しつつ、中小・ベンチャー企業を対象とする段階ごとの質の高い競争選抜による制度について検討し、20年度より導入を図る。

知的財産推進計画 2011（該当箇所抜粋）

（平成 23 年 6 月 3 日知的財産戦略本部決定）

2. 知財イノベーション競争戦略

③我が国が生み出す「知」の活用を促進する。

（ハ）大学の「知」を活用したグローバルな成功事例を創出する。

c. 研究成果を事業につなげる仕組みを構築する。

【施策例】

- ・ 有望シーズの苗床を涵養する多段階選抜方式の S B I R の推進先端的なベンチャーを育成し、科学技術の成果を事業化につなげる仕組みとして、S B I R (Small Business Innovation Research)における多段階選抜方式の導入を推進する。各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。

第 4 期科学技術基本計画（該当箇所抜粋）

（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）

5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革

（2）科学技術イノベーションに関する新たなシステムの構築

① 事業化支援の強化に向けた環境整備

＜推進方策＞

- ・ 国は、先端的な科学技術の成果を事業化につなげるための仕組みとして、「中小企業技術革新制度」(S B I R (Small Business Innovation Research))における多段階選抜方式の導入を推進する。このため、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。

1-2 政策的位置付け

【標準的評価項目】

- ・政策的位置付けは明確か。
- ・事業の政策的意義（上位の施策との関連付け等）

平成19年度の交付の方針（平成19年6月22日閣議決定）において、「中小・ベンチャー企業を対象とする段階的選抜方式の導入」と記述されており、知的財産推進計画2011（平成23年6月知的財産戦略本部決定）及び第4期科学技術基本計画（平成23年8月閣議決定）においても、「科学技術の成果を事業化につなげるため、SBI R事業における多段階選抜方式の導入を推進する。」と記述されている。

これを実現するために、本事業を実施した。

1-3 国の関与の必要性

【標準的評価項目】

- ・国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。
- ・国民や社会のニーズに合っているか。
- ・官民の役割分担は適切か。

SBI Rは、国等が交付する特定補助金等が対象となっており、閣議決定された交付の方針に基づき、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための措置の一つとして、国が多段階選抜方式の普及・導入に向けた取組を行う必要がある。

2. 研究開発目標

2-1 研究開発目標

【標準的評価項目】

- ・ 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。
- ・ 目的達成のために具体的かつ明確な研究開発等の目標及び目標水準を設定しているか。
- ・ 目標達成度を測定・判断するための適切な指標が設定されているか。

交付の方針において、中小企業者等に対する特定補助金の支出の機会の増大を図るための措置の一つとして、多段階選抜方式の導入の推進が定められており、本事業により各省庁等が実施する研究開発の提案を促すことで、多段階選抜方式、特に研究開発前の探索研究・実証実験（F／S）の導入の有効性を実証し、本事業の成果を参考に、国として、多段階選抜方式を導入した補助金等を平成30年までに10本とすることを目標としている。

本事業の目標については、予算要求を行った（平成22年度）において多段階選抜方式を導入していた補助金等（8本）を踏まえ、その2割強増である10本と設定したものであり、適切であったと考えている。

3. 成果、目標の達成度

3-1 成果

【標準的評価項目】

- ・成果は妥当か。
- ・得られた成果は何か。
- ・設定された目標以外に得られた成果はあるか。
- ・共通指標である、論文の発表、特許の出願、国際標準の形成、プロトタイプの作製等があったか。

本事業の実施事業者及び事業内容は以下のとおり。

平成24年度（16事業）

実施事業者	事業内容
(株) リハロ	「効果を数字で確認出来る上肢用リハビリ機器」に関する研究開発
(株) インサイト	高次脳機能障害者向け日常生活支援ワークブックに関する研究開発
(株) ソナール	タクシー、運転免許試験場用車載型磁気ループシステムに関する研究開発
川村義肢 (株)	日用品としての使用に重点を置いた個人適合による体幹装置／コルセットの開発
(株) ネオ	ろう者・難聴者向け携帯末端を利用した問診票に関する研究開発
(株) KOSUGE	軽量で操作性に優れた体幹支持歩行器の実用化に関する研究開発
(株) タイムズコーポレーション	超小型振動発電を用いた発光電子白杖の研究開発
(株) サザン音響	口腔フィルターによる高感度コミュニケーションセンサーの開発
ADAPTEX (株)	被介護者の移乗に係る支援装置の適切な制御に関する研究開発
(株) ユタカ電子製作所	車いす用放熱血行促進機能を有する座位保持装置の研究・実証評価
(株) 岩田鉄工所	車いす利用者向け伸縮式ハンドアームに関する研究開発
テクノツール (株)	視覚障害者向けタブレット端末入力装置に関する研究開発
(有) コマーシャルリソース	新素材を用いた透明装置に関する研究開発

橋本エンジニアリング（株）	手動式車いすの登坂時逆走防止装置に関する研究開発
東海エコ工業（株）	肢体障害者向一般住宅用ドアに関する研究開発
優成サービス（株）	肢体障害者向けの福祉バイオトイレカーの開発に関する研究開発

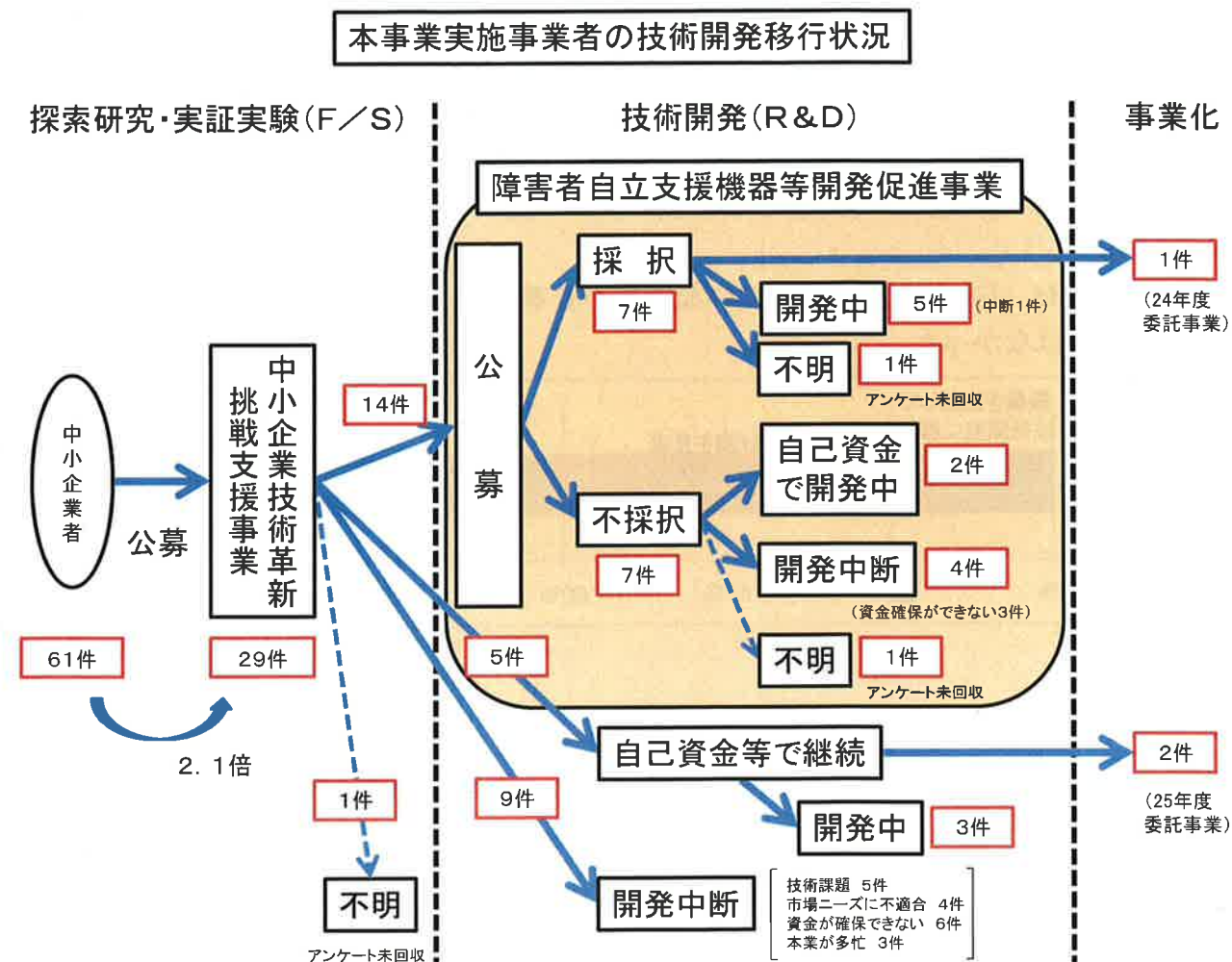
平成 25 年度（13 事業）

実施事業者	事業内容
（株）コスモテック	外出・歩行訓練に役立つ歩行補助車の開発
（有）巧企画	持運び可能な簡易歩行運動支援器具の開発
（株）rti 技研	音声認識を利用したホームコントロール装置の研究開発
（株）リハロ	「自分で食事をしていると実感できる食事介助用機器」に関する研究開発
（株）ゴビ	電子点字ブロックと視覚障害者歩行支援システムに関する研究開発
Fairy Devices（株）	統合的音情報認識エンジンの実用性調査研究
ケイ・アンド・アイ（有）	緊急自動車の接近を視覚的に知らせるシステムの研究開発
（株）アイセック・ジャパン	高齢者・聴覚障害者向け文字通訳付電話(字幕電話)開発
テクノツール（株）	肢体不自由者向け自動検出グループスキャン方式に関する研究開発
（株）ユープラス	タブレット端末を利用した発達障害用認知・訓練アプリの研究開発
（株）オリィ研究所	眼球運動による遠隔操作を可能とする分身ロボットの研究開発
（有）オフィス結アジア	携帯電話等のカメラで撮った文字を人工音声で読み上げるシステム
（株）ウォンツ	どこでも使える「携帯型自分の声システム」の試作・評価に関する研究開発

（本事業終了後の障害者自立支援機器等開発事業の応募状況）

本事業で委託契約した 29 事業のうち、厚生労働省の障害者自立支援機器等開発事業の公募に申請したのは 14 事業であり、このうち 7 事業が採択され、技術開発ステージに進んでおり、1 事業は事業化に至っている。

本事業の実施事業者に対するアンケート（29事業者中26事業者から回答：回答率89.7%）によると、不採択の7事業については、2事業が自己資金で技術開発ステージに進んでいるものの、4事業が開発を中断しており、その理由として3事業で「開発資金が確保できない」を挙げている。



(障害者自立支援機器等開発事業に申請していない事業)

障害者自立支援機器等開発事業に申請していない14事業のうち、5事業については技術開発に進んでおり、うち2事業については事業化に至っている。技術開発に要する資金については、「自己資金で対応」が4事業、「他の助成金を活用」が1事業となっている。

なお、自己資金で対応した3事業については、本事業の評価として「公募から採択までに期間が長すぎる」、「委託契約の手続きが遅すぎる」、「確定手続きに手間がかかる」といった点を指摘しており、国の事業の使い勝手の悪さを理由として障害者自立支援機器等開発事業に申請していなかったのではと推測される。

開発を中断している9事業にその理由（複数回答）を聞くと、「資金確保ができない」が6事業と最も多く、「技術面に課題が見つかった」が5事業、「市場ニーズに適合し

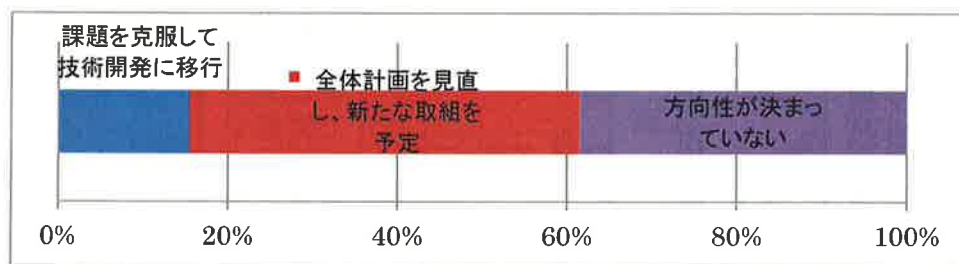
ていないことが分かった」4事業となっている。

※ 1事業についてはアンケートの回収ができず、その後の状況は不明。

(技術開発に移行していない事業の分析)

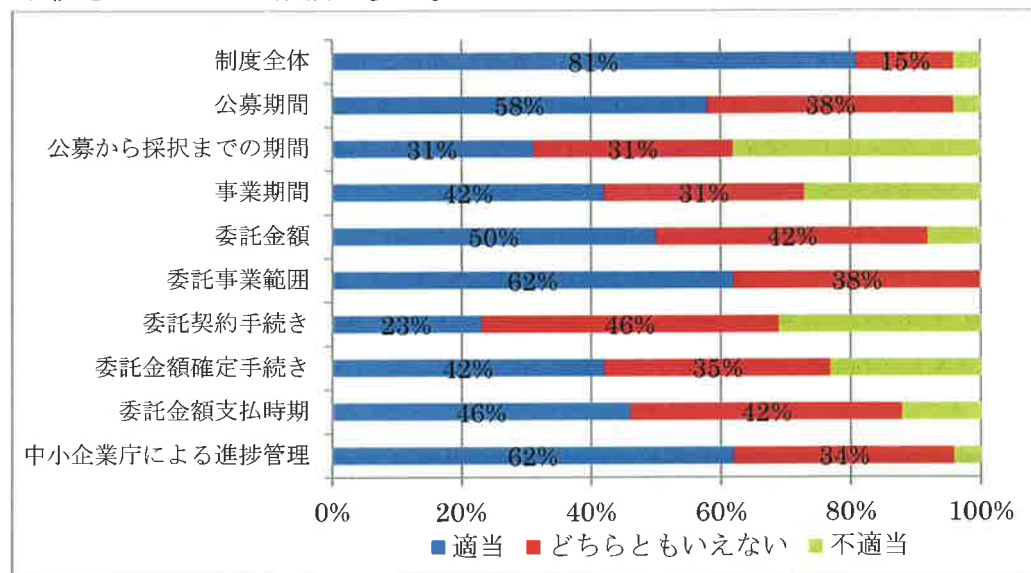
本事業終了後に技術開発に進んでいない13事業（障害者自立支援機器等開発事業に申請したもの及び申請しなかったもののうちアンケートで「技術開発に進んでいない」と回答のあったもの）について、今後の取組（予定）を聞くと、「課題を克服して技術開発に移行できるようにしている」が2事業、「全体計画を見直し、新たな取組を予定している」が6事業となっており、6割の事業で引き続き技術開発を目指している。

なお、「方向性が決まっていない」が5事業あるものの、「取組を断念」と回答した事業はなかった。

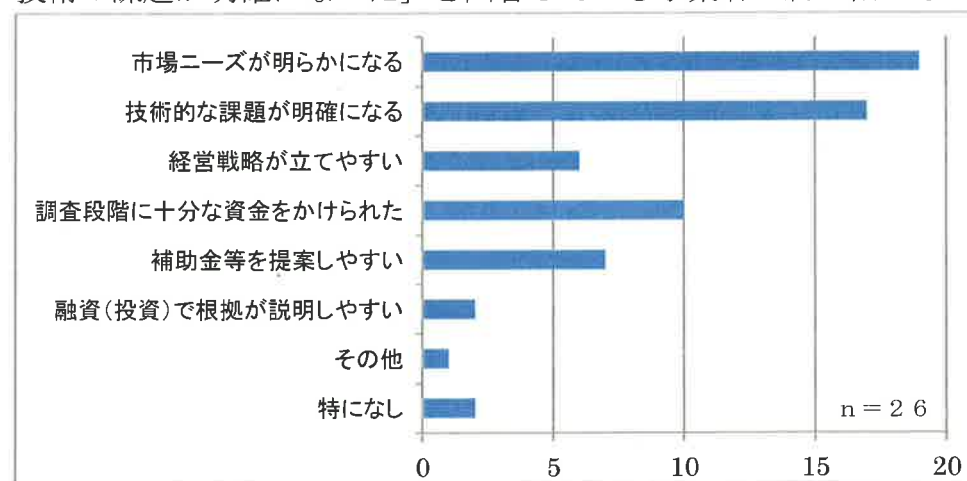


（本事業に対する評価）

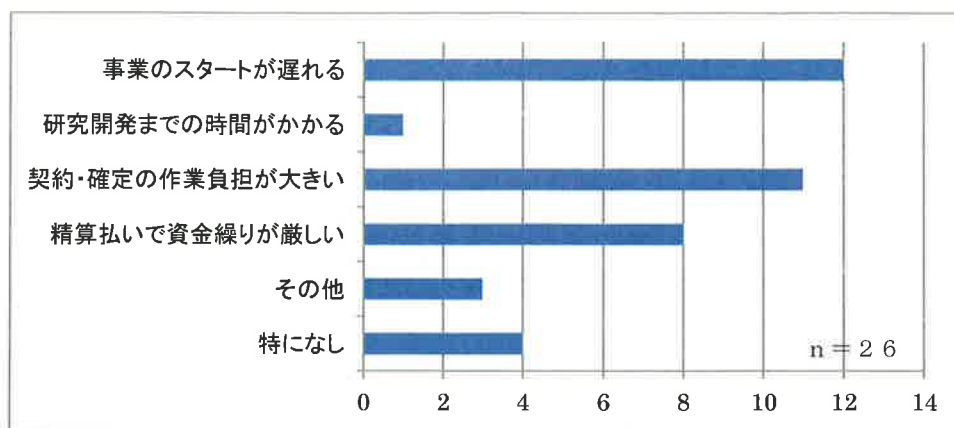
本事業に関する評価を実施事業者に聞いたところ、制度全体としては、「適当」と回答した事業が全体の約 8 割であったものの、公募から採択までの期間や委託契約の手続きについて、「適当」と回答した事業者は 2～3 割にとどまっており、「不適当」と回答した事業の方が多くなっている。また、事業期間や委託契約手続き、委託事業確定手続きについても「不適当」と回答した事業が 2 割を超えており、国（中小企業庁）の手続きについての指摘が多い。



本事業を実施して良かった点について尋ねると、「市場ニーズが明らかになった」、「技術の課題が明確になった」と回答している事業者が約 7 割となっている。

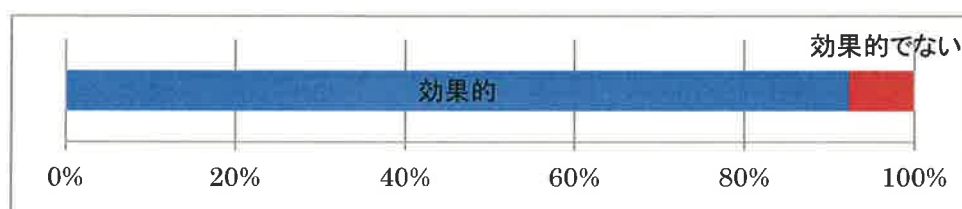


逆に、悪かった点としては、「公募から委託契約までに時間を要し、事業のスタートが遅れてしまった」、「委託契約・委託金額の確定作業の負担が大きかった。」と国（中小企業庁）側の事務手続きを挙げている事業が約 4 割となっており、また、「委託費の支払いが事業終了後であったため、資金繰りが厳しかった」と回答している事業者も約 3 割あった。



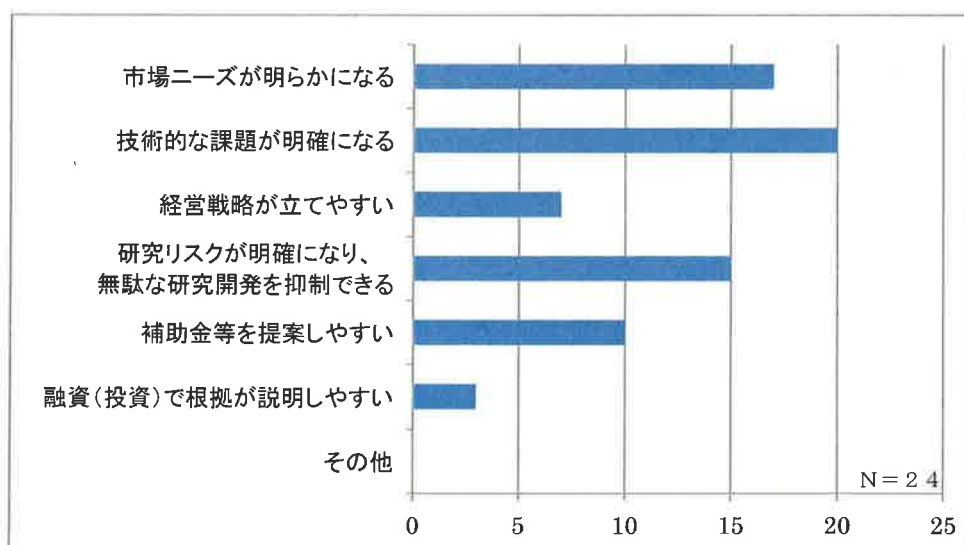
（多段階選抜方式に対する評価）

多段階選抜方式について実施事業者に行ったところ、「効果的である」と回答した事業が9割（24事業）を超えており、「効果的でない」と回答した事業者は1割弱（2事業）となっている。



効果的な理由（複数回答）として「技術的な課題が明確になる」、「市場ニーズが明確になる」と回答した事業が全体の7割を超えており、これは技術開発に移行している事業と移行していない事業ともに同じ割合となっている。

また、「研究開発のリスクが明確になり、無駄な研究開発を抑制できる」と回答した事業は約6割であり、そのうち6割が研究開発に移行しなかった事業の回答となっている。



逆に「効果的でない」と回答した事業者の理由（複数回答）は、「委託契約等の手続きが煩雑で余計なコスト（作業）が増える」（2事業）、「事業実施が国の会計年度対応であるため、自社の事業計画に齟齬が生じる」（1事業）と国の会計事務に起因しているものと、「研究開発までに時間を要する」（1事業）とすると制度そのものを指摘するものがあった。

3-2 目標の達成度

【標準的評価項目】

- ・ 目標の達成度は妥当か。
- ・ 設定された目標の達成度（指標により測定し、中間及び事後評価時点の達成すべき水準（基準値）との比較）はどうか。

本事業は、交付の方針に定められた「中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図る措置」の1つとして実施されるものであり、研究開発成果の事業化の拡大及び国等の研究開発事業への中小企業・小規模事業者等の参加機会の拡大を図ることを目的としている。

本事業を実施した約半数の14事業については、ユーザーニーズの確認、自社の有する技術の課題把握、市場可能性等を考慮した上で、厚生労働省の実施する障害者自立支援機器等開発事業の公募に提案しており、中小企業・小規模事業者等の参加機会の拡大に貢献している。

なお、本事業を経て障害者自立支援機器等開発事業に採択されたものは7事業であり、採択率は50%となっている。不採択となった事業に関する外部の評価委員の評価を障害者自立支援機器等開発事業の担当者（厚生労働省）に確認したところ、「ユーザーの絞り込みができていない」、「機器を開発した後の利用段階での状況整理が不十分」、「実用化される可能性が低い」、「技術的な問題がある」といった点が挙げられており、本事業で十分な成果が得られないまま技術開発に移行したものもあると推測される。

本事業では、委託事業期間中に事業の進捗状況の確認のために国（中小企業庁）の職員が事業実施者を訪問しているものの、事業を効果的に進めるための助言等を行っておらず、また、事業終了時に個別の事業の実施成果に関する評価を行う仕組みではなかったことが、不採択になった要因の一つだと考えられる。

なお、厚生労働省では、平成26年度から障害者自立支援機器等開発事業の中に「シーズ・ニーズマッチング強化事業」を新たに設け、産・学・障害者の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映した機器開発をスタートさせる機会を設ける取組や、開発中の機器について、ニーズに合ったものとなっているか実証実験する場を紹介する取組を支援している。

(多段階選抜方式を導入している特定補助金等の現状)

本事業の目標は、多段階選抜方式、特に研究開発前の探索研究・実証実験（F／S）の導入の有効性を実証することにより、各省庁への同方式の導入・普及を図ることとしており、本事業の成果を参考に、国として、多段階選抜方式を導入した補助金等を平成30年までに10本とすることとしている。

多段階選抜方式を導入した特定補助金等は、本事業がスタートした平成24年度で10本、平成25年度で11本と目標の10本を超えているが、平成26年度においては、事業の統合・廃止により8本となっている。

なお、戦略的情報通信研究開発推進事業（総務省）においては、同事業の中で実施している各種プログラム（若手ICT研究者等育成型研究開発、若手ワイヤレス研究者等育成型研究開発、地域ICT振興型研究開発等）において、多段階選抜方式を積極的に採用している。

多段階選抜方式を導入している特定補助金等

執行機関	補助金名	○は実施年度				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総務省	戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)			○	○	○
	先端の通信アプリケーション開発推進事業				○	統合
文部科学省	社会システム改革と研究開発の一体的推進のうち安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム	○	○	○	○	○
(独)科学技術振興機構(JST)	研究成果最適展開支援事業	○	○	○	○	○
農林水産省	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業				○	○
(独)農業・食品産業技術総合研究機構	イノベーション創出基礎的研究推進事業	○	○	○	○	○
(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	新エネルギーベンチャー技術革新事業	○	○	○	○	○
	先導的産業技術創出事業(若手研究グラント)に係る助成金	○	○	○	○	廃止
	省水型・環境調和型水循環プロジェクト	○	○	○	○	廃止
	戦略的省エネルギー技術革新プログラムに係る補助金	○	○	○	○	○
	SBIR段階的競争選抜技術革新支援事業	○	○	○	廃止	
国土交通省	建設技術研究開発助成制度		○	○	○	○
		8	9	10	11	8

4. 事業化、波及効果

4-1 事業化の見通し

【標準的評価項目】

- ・事業化については妥当か。
- ・事業化の見通し（事業化に向けてのシナリオ、事業化に関する問題点及び解決方策の明確化等）は立っているか。

本事業は、技術開発に向けたF/Sであり、直接の事業化を目指しているものではないが、本事業終了後、技術開発を行い、事業化に至っている案件が3事業となっている。

4-2 波及効果

【標準的評価項目】

- ・波及効果は妥当か。
- ・成果に基づいた波及効果を生じたか、期待できるか。
- ・当初想定していなかった波及効果を生じたか、期待できるか。

本事業は、国等の補助金に挑戦する中小企業に対してモデル事例を提供したものであり、本事業の成果については、関係省庁で構成される中小企業技術革新制度連絡会で周知し、特定補助金等の支出の増大が効果的に行われるよう、意見交換等を行うことを予定している。

また、本事後評価も踏まえ、国等で新たに多段階選抜方式を導入する際に参考となる「多段階選抜方式導入ガイドライン」の作成を予定しており、同ガイドラインの活用により更なる普及を図ることとしている。

4-3 標準化のシナリオ

【標準的評価項目】

- ・標準化等のシナリオは妥当か。
- ・J I S化や我が国主導の国際規格化等に向けた対応は図られているか。

本事業は、J I S化等標準の創出を目的としたものではない。

なお、本事後評価も踏まえ、国等で新たに多段階選抜方式を導入する際に参考となる「多段階選抜方式導入ガイドライン」の作成を予定しており、この中で標準化への取組を含め、必要な項目や配慮すべき事項等示すことを検討している。

5. 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等

5-1 研究開発計画

【標準的評価項目】

- ・研究開発計画は適切かつ妥当か。
- ・事業の目標を達成するために本計画は適切であったか（想定された課題への対応の妥当性）。
- ・採択スケジュール等は妥当であったか。
- ・選別過程は適切であったか。
- ・採択された実施者は妥当であったか。

① 研究開発事業の選定方法

5人の外部審査委員（学識経験者2、医療・福祉関係者3）により、以下の審査項目及び評価基準に基づく書面審査を行い、評価上位の案件から採択。

評価項目	評価基準
F／Sに係る実施計画の妥当性	設定された開発テーマを解決・克服するための技術的方法に関し、申請する解決手法の根拠となる理論、データ等が示されており、F／Sに係る実施計画の内容が開発テーマに対応した妥当なものとなっていること
技術の優位性	設定された開発テーマを解決・克服するための技術的方法が、新規性の高い技術などにより他の解決手法に比べて優位性があること
障害者自立支援機器等開発促進事業への展開可能性	F／S終了後、「障害者自立支援機器等開発促進事業」に応募する計画性を有し、実際に「障害者自立支援機器等開発促進事業」へ展開できる見込みが高いこと
事業化計画の信頼性	F／S終了後、3年以内に実用化が達成される可能性が高いこと
費用対効果	申請されたF／Sに係る実施計画、実施体制の費用対効果が高いこと

② 公募、採択等のスケジュール

平成 24 年度

公募期間 3 / 29 ~ 5 / 11
 採択発表 7 / 9
 委託契約日 8 / 31 ~ 9 / 21 (各契約により異なる)
 事業実施期間 約 7 か月

平成 25 年度

公募期間 5 / 31 ~ 6 / 20
 採択発表 8 / 20
 委託契約日 9 / 30 ~ 10 / 17 (各契約により異なる)
 事業実施期間 約 6 か月

5-2 研究開発実施者の実施体制・運営

【標準的評価項目】

- ・研究開発実施者の実施体制・運営は適切かつ妥当か。
- ・適切な研究開発チーム構成での実施体制になっているか、いたか。
- ・全体を統括するプロジェクトリーダー等が選任され、十分に活躍できる環境が整備されているか、いたか。
- ・目標達成及び効率的実施のために必要な、実施者間の連携／競争が十分に行われる体制となっているか、いたか。
- ・成果の利用主体に対して、成果を普及し関与を求める取組を積極的に実施しているか、いたか。
- ・国民との科学・技術対話を効果的に実施したか、又は実施することとしているか。
 (ただし、公募要項に当該対話を実施することが明記されている研究開発で、3 千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究開発を実施する研究者等を対象とする。) ここで、国民との科学・技術対話とは、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動をいう(「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成 22 年 6 月 19 日))。

3-1 で示した委託委事業者において、事業(1 件当たりの委託契約は 300 万円程度)を実施。

委託契約の実施状況については、委託契約期間の中間時点で国(中小企業庁)の職員が事業者を訪問し、進捗状況等について確認を行った。(平成 25 年度)

5-3 資金配分

【標準的評価項目】

- ・資金配分は妥当か。
- ・資金の過不足はなかったか。
- ・資金の内部配分は妥当か。

本事業は、事業者からの公募申請に基づき第三者専門家による厳正な審査を経て採択した。資金配分については公募申請書に記載された金額を上限として、その必要額を事業者と確認した上で、契約締結を行うとともに、委託事業期間中に変更の必要性が生じた場合は、事業者からの申請により計画変更等に対応した。

5-4 費用対効果等

【標準的評価項目】

- ・費用対効果等は妥当か。
- ・投入された資源量に見合った効果が生じたか、期待できるか。
- ・必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。

本事業の実施により、これまで多段階選抜方式を導入していなかった厚生労働省と連携した事業実施が可能となり、一定程度の優位性について理解いただけた。

また、同方式の課題についても改めて整理ができ、同方式の導入に向けた基礎資料として活用され、これにより中小企業者等に対する特定補助金等の支出機会の増大につながることを期待される。

5-5 変化への対応

【標準的評価項目】

- ・変化への対応は妥当か。
- ・社会経済情勢等周囲の状況変化に柔軟に対応しているか（新たな課題への対応の妥当性）。
- ・代替手段との比較を適切に行ったか。

S B I Rは、中小新促法に基づき、毎年度、交付の方針が閣議決定されることとなっており、社会経済情勢等周囲の状況変化に柔軟に対応していくこととしている。

6. 総合評価

本事業については、交付の方針で示されている「中小企業者等に対する特定補助金の支出機会の増大を図る措置」として、ユーザーニーズの確認、自社の有する技術の課題把握、市場可能性等を考慮した上で、他省庁の実施する研究開発の公募を促すものとして一定の成果を果たしている。

また、本事業の目標である「多段階選抜方式を導入した補助金を平成30年度までに10本とする」に対し、平成24年度で10本、平成25年度で11本の特定補助金等において多段階選抜方式を導入しており、当初目標をクリアした。他方、平成26年度においては、特定補助金の統合・廃止により8本に減少している。

本事業の成果を活用して平成30年度までに多段階選抜方式を導入した特定補助金等を10本とするとの目標の達成に向け、平成26年度の交付の方針（平成26年6月27日閣議決定）においては、多段階選抜方式に関するガイドラインの策定を進めることとされており、各省で実施している多段階選抜方式を導入した特定補助金等の運用状況等を踏まえ、ガイドラインの作成を進めている。

以上のことから、本事業を実施した意義は果たされているものと考えられる。

なお、本事業については、平成24年度及び平成25年度に実施したが、事前評価で設定した目標を超えたことから、事業を廃止しており、今後策定を予定しているガイドラインを踏まえ、関係省庁等と協力しつつ、多段階選抜方式の普及に努めていくこととしている。

